

# 民間製品認証機関の認証体制

平成 24 年 4 月 1 日

一般財団法人 発電設備技術検査協会  
認証センター

製品認証を行う第三者機関である一般財団法人発電設備技術検査協会 認証センターは、「電気事業法第 52 条で規定されたボイラー等」に係る溶接管理プロセス、溶接施工法及び製品(溶接部)の認証サービス並びに溶接士技能の承認サービスを、以下に示す体制等のもとで実行する。

#### 【認定システム等】

認証センターが、公益財団法人日本適合性認定協会から認定された認定システム名称は、電気工作物の溶接部に係る製品認証システム(第 5, 5, 4 相当及び 8 類型)であり、認定番号は、P0020 である。

#### 【実行組織】

溶接管理プロセス、溶接施工法及び製品(溶接部)の認証並びに溶接士技能の承認に係る活動と他の活動を区別し、溶接管理プロセス、溶接施工法及び製品(溶接部)の認証並びに溶接士技能の承認の守秘性、客観性、公平性が確保され、製品認証業務の結果が営業上、財政上及びその他の圧力に影響されない組織とする。

認証センターは、一般財団法人発電設備技術検査協会を母体とし、その一部を構成する。認証センターが行う、溶接管理プロセス、溶接施工法及び製品(溶接部)の認証業務並びに溶接士技能の承認業務等について、協会のその他の部門からの影響を受けることなく、これらの製品認証業務を実施する。さらに、業務運営の公平性を確保するために「製品認証運営委員会」を設置する。この委員会は、設置者及び溶接施工工場の代表者並びに学識経験者等から構成する。また、溶接管理プロセス及び溶接施工法の認証を決定する「プロセス及び施工法認証会議」を設置する。

認証センター(製品認証業務)組織構成を別紙に示す。

#### 【人的資源】

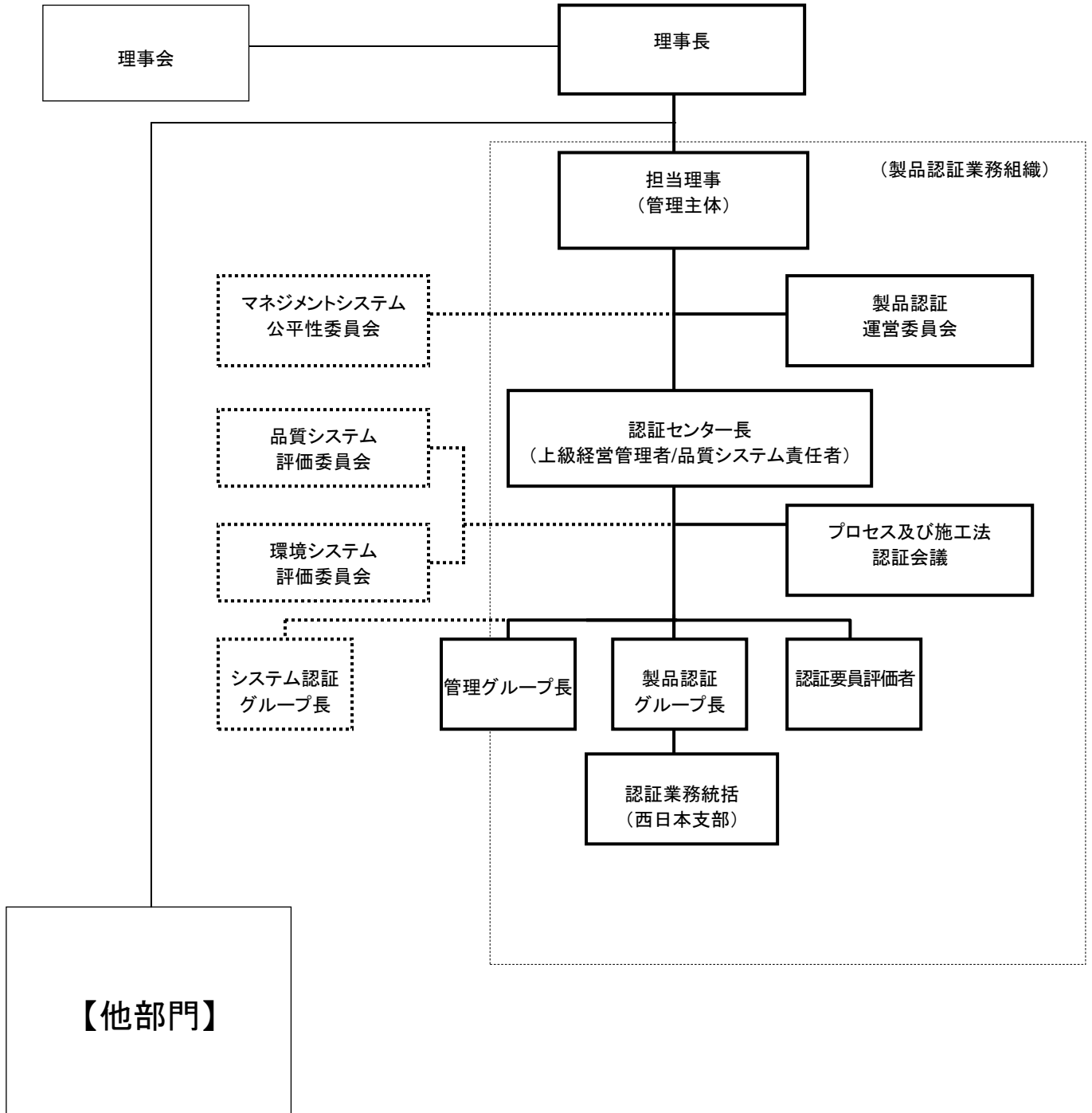
遂行する職務に応じ、教育訓練を受け、かつ、専門的知識及び経験をもつ認証要員を雇用する。

認証要員については、基本的には発電設備分野等で培った豊富な試験検査の経験に基づく知見をもった協会内部職員により構成する。また、必要に応じ、同等の知見を有する外部認証要員も有効に活用していくものとする。

なお、認証要員には、プロセス審査員、溶接技術専門家及び製品評価検査員の資格区分があり、評価実務に当って、製品認証グループの組織下に置かれる。

# 別紙

## 認証センター(製品認証業務)組織機構



補足:        の所属等は、マネジメントシステムの認証業務組織を示す。